

# 北海道文教大学不正防止推進委員会規程

(令和4年2月24日 則 第1号)

## (目的)

第1条 この規程は、北海道文教大学公的研究費の運営・管理に関する取扱規程（以下、「取扱規程」という。）第5条及び第6条並びに第7条に定める不正を起こさせない組織風土の形成を図ることを目的とし、責任体制にもとづく不正防止環境の整備に関する事項を審議するために北海道文教大学不正防止推進委員会規程（以下、「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本方針の策定案等に関すること
- (2) 不正防止計画の策定案に関すること
- (3) 不正防止計画の実施報告に関すること
- (4) 各種教育、啓発活動の実施に関すること
- (5) その他、不正の未然防止に関すること

## (組織)

第3条 委員会は、取扱規程第5条に定める責任体制等であり、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 取扱規程第5条に定める責任体制
- (3) 不正防止計画推進部署の長

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、取扱規程第5条に定める責任体制のうち最高管理責任者である理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

## (議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(監査部門の意見)

第8条 第2条の各号に該当する事項については、あらかじめ監事及び内部監査人の意見を聞き不正防止環境に反映する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部総務課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会が行うものとする。

附 則

この規程は、令和4年2月24日から施行する。